

## 電気需給約款

(低圧)

### I 総則

#### 1. 適用

(1) 当社はこの電気需給約款（以下「本約款」）により、電気需給契約者または利用者（以下「お客さま」）に低圧で電気を供給する条件（電気料金含む）を定め、これにより電気を提供いたします。

(2) 本約款は、次の各号に定める当社の供給区域全ての地域に適用いたします。なお、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島は、当該供給区域に含まれません。

- イ 北海道エリア：北海道電力ネットワーク株式会社の供給区域
- ロ 東北エリア：東北電力ネットワーク株式会社の供給区域
- ハ 関東エリア：東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域
- ニ 北陸エリア：北陸電力送配電株式会社の供給区域
- ホ 中部エリア：中部電力パワーグリッド株式会社の供給区域
- ヘ 関西エリア：関西電力送配電株式会社の供給区域
- ト 中国エリア：中国電力ネットワーク株式会社の供給区域
- チ 四国エリア：四国電力送配電株式会社の供給区域
- リ 九州エリア：九州電力送配電株式会社の供給区域

#### 2. 変更

(1) 当社は、法令の改正、社会情勢の変化その他の事情により本約款を変更する必要がある場合には、民法（明治29年法律第89号）第548条の4（定型約款の変更）に基づき、本約款を変更することができます。本約款を変更した場合には、お客さまに電気を供給する条件は変更後の約款によります。

(2) 当社は、前項の規定により本約款を変更する場合、その効力発生日を定め、効力発生日までに、当社のWEBサイトへの掲載その他の方法により以下の事項を周知するものとします。

- イ 本約款を変更する旨
- ロ 変更後の本約款の内容
- ハ 効力発生日

#### 3. 定義

次の言葉は、本約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

##### (1) 低圧

標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。

##### (2) 電灯

LED、白熱電球、蛍光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

##### (3) 力率

## 電気需給約款

### (低圧)

交流電力の効率に関して定義された値であり、皮相電力に対する有効電力の割合をいいます。

#### (4) 小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において单相で使用される、電灯以外の低圧電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

#### (5) 動力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

#### (6) 契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

#### (7) 契約電力

契約上、使用できる供給地点において当社が供給する電気の電力（キロワット）の最大をいいます。

#### (8) 使用電力量

お客さまが使用した電力量であり、一般送配電事業者が設置した計量器により供給電圧と同位の電圧で計量された30分毎の値をいいます。ただし、やむを得ない場合には、供給電圧と異なる電圧により計量するものとし、計量された使用電力量を原則として7.8パーセントの損失率によって修正した電力量といたします。

#### (9) 検針日

一般送配電事業者が実際に検針を行った日または検針を行ったものとされる日をいいます。

#### (10) 計量日

電力量計の値が記録型計量器に記録される日をいいます。

#### (11) 契約主開閉器

契約上設定される遮断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路を遮断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

#### (12) 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

#### (13) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）に定める賦課金をいいます。

#### (14) 夏季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

#### (15) その他季

毎年10月1日から6月30日までの期間をいいます。

#### (16) 託送供給等約款

## 電気需給約款

(低圧)

一般送配電事業者が電気事業法（平成26年6月18日改正）第18条に従い、電気の供給の用に供するための託送供給に関する事項を取りまとめたものをいいます。

### 4. 単位および端数処理

本約款において電気料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は次のとおりといたします。

- (1) 力率の単位は1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約電力の単位は1キロワット(kW)とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。契約電力が0.5キロワット以下となる場合は、契約電力を0.5キロワットといたします。
- (3) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペア(kVA)とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (4) 使用電力量の単位は1キロワット時(kWh)とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (5) 電気料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てます。

## II 契約について

### 5. 電気需給契約の単位

当社は、お客さまに対し、原則として1需要場所につき、1電気需給契約を結びます。

### 6. 電気需給契約申込みの条件

一般送配電事業者が維持、運用する区域において、低圧（標準電圧100ボルトまたは200ボルト）で電気需給契約を小売電気事業者等と締結し電気の供給を受けているお客さま、及びお客さまからの新たな電気の使用を前提とした「内線設備（屋内の電気設備）」の工事を伴わない接続供給の開始申込に限り、当社の電気需給契約にお申込みできます。

### 7. 需給契約の申込方法

お客さまが当社との電気需給契約の申込みをされる場合は、本約款を承認の上、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。また電気需給契約の成立は、供給開始日といたします。

### 8. 旧小売電気事業者等との電気需給契約解除手続き

旧小売電気事業者等との電気需給契約の廃止手続きは当社にて代行いたします。当該契約廃止を旧小売電気事業者等が承諾した場合、当該契約は廃止されます。

## 電気需給約款

(低圧)

### 9. 供給の開始

(1) 電気供給の開始に伴う一般送配電事業者の手続きの完了後、当社がお客さまからの電気需給契約の申込みを承諾したとき、当社の定める年月日に電気の供給を開始いたします。

(2) 引っ越し等によって需要場所が変更となる場合は、お客さまから引っ越し先での電気供給開始希望年月日を確認し、一般送配電事業者の都合や、天候、用地事情などやむを得ない場合を除き、当該希望年月日に引っ越し先での電気の供給を開始いたします。

(3) (2)において、電気供給開始希望年月日にやむを得ず電気を供給できない場合は、お客さまにその理由をお知らせし、あらたに供給開始日を定め、電気を供給いたします。

### 10. 契約の期間

契約の期間は、電気の供給開始日から2年が経過する日までといたします。

### 11. 承諾の限界

当社の電気需給契約のお申込みをしたお客さまが電気料金の支払いを怠っている、または怠るおそれがあると当社が判断した場合や、申込内容に虚偽があった場合、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、その他当社の業務の遂行上支障がある場合、電気需給契約の申込みを承諾しないことがあります。

## Ⅲ 契約種別および電気料金

### 12. 契約種別

契約種別は契約書面（契約種別）の通りといたします。

### 13. 電気料金等

市場連動型プラン

電気料金 = 基本料金 + 使用量 × (JEPX 単価 + 託送単価 + 需給管理費用 15 円) (税別)

本プランは、卸電力市場価格に連動した料金体系を採用するとともに、非化石証書等を活用することで、実質的に再生可能エネルギー由来の電気として提供します。

## Ⅳ 電気料金算定および電気料金支払い

### 14. 電気料金適用開始日

電気料金は、供給手続き前にお客さまから供給開始延期に関する申入れがあった場合およびお客さま都合でない事由によって電気供給が開始されない場合を除き、供給開始日から適用いたします。

## 電気需給約款

(低圧)

### 15. 電気料金の算定期間

(1) 電気料金の算定期間は、一般送配電事業者の定める前月検針日から当月検針日前日までの期間といたします。ただし、電気の供給を開始した場合の電気料金の算定期間は開始日から直後の検針日の前日までの期間とし、需給契約が終了した場合の電気料金の算定期間は、直前の検針日から終了日の前日までの期間といたします。

(2) 一般送配電事業者が記録型計量器により計量する場合であらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、電気料金の算定期間は、(1)にかかわらず、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間といたします。ただし、電気の供給を開始した場合の電気料金の算定期間は開始日から直後の計量日の前日までの期間とし、需給契約が終了した場合の電気料金の算定期間は、直前の計量日から終了日の前日までの期間といたします。

### 16. 使用電力量の計量

使用電力量等の計量は以下のとおり行います。

(1) 使用電力量の計量は一般送配電事業者によって設置された計量器により一般送配電事業者が行い、一般送配電事業者から当社に通知される30分毎の使用電力量を用いて当社が月間使用電力量を算定いたします。

(2) 記録型計量器以外の計量器で計量された期間がある場合は、その期間において計量された使用電力量を一般送配電事業者が30分毎に均等に配分した値を30分毎の使用電力量とします。

(3) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できない場合の使用電力量は、使用電力量の協定を基準として、お客さまと当社との協議により算定いたします。

### 17. 電気料金の算定

(1) 電気料金は、次の場合を除き、電気料金の算定期間をひと月として算定いたします。

イ 電気の供給を開始し、または電気需給契約が終了した場合

ロ 契約種別、契約電流、契約容量、契約電力等を変更したことにより、電気料金に変更があった場合

ハ その他当社が適当と判断した場合

(2) 料金は、需給契約ごとに当該電気料金プランの料金単価を適用して算定いたします。

(3) (1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、停止日および終了日を除きます。また、(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の電気料金は、変更のあった日から適用いたします。

### 18. 電気料金支払義務ならびに支払期日

(1) お客さまの支払義務が発生する日は、検針日以降で当社にて請求が可能となった日とします。ただし、本約款16(2)の場合は、電気料金の算定期間の使用電力量が一般送配電

## 電気需給約款

(低圧)

事業者の協議によって定められた日といたします。また、需給契約が終了した場合は、終了日以降で当社にて請求が可能となった日とします。

(2) お客さまへのご請求は、支払義務が発生する月の翌月に行います。

(3) 当社は、電気料金その他請求額を、当社が構築した WEB サイト（請求額の電子データ等をお客さまの閲覧に供するためのインターネットサイトをさします。）に登録した電子データによりお客さまの閲覧に供します。このとき、当社は WEB サイトに請求額に係る電子データを登録したことをもって、お客さまにご請求を行ったものといたします。

(4) お客さまは、別途電気料金その他請求額に係る請求書等の発行を当社に要求することができます。この場合、お客さまは当社が別に定める手数料を支払うことを要します。

(5) お客さまの電気料金は、当社が請求を行った月の期日までにお支払いいただきます。

ただし、当該支払期日が日曜日または銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日

（以下「休日」）に該当する場合には、その翌日（日曜日または休日に該当する場合はさらにその翌日）に電気料金を支払っていただきます。

### 19. 電気料金の算定および支払条件

#### (1) 支払方法

お客さまは、電気料金については毎月、工事負担金その他についてはその都度、次のいずれかの方法にて当社に支払うものとします。原則としては次のイに定める口座振替によるものとしますが、お客さままたは当社の事情によりイに定める口座振替による支払いができない場合には、ロ又はハに定める支払いとします。

イ お客さまが指定する金融機関口座から当社の金融機関口座へ毎月継続して電気料金または工事負担金その他を振り替える方法

お客さまは、当社指定の様式によりあらかじめ必要事項を当社に通知するものとします。この場合、振替日は事前に設定します。なお、振替手数料は当社が負担します。

ロ お客さまが指定するクレジットカードから当社の金融機関口座へ毎月継続して電気料金または工事負担金その他を支払う方法

お客さまは、当社指定の様式によりあらかじめ必要事項を決済代行会社に通知するものとします。

ハ 当社の指定した金融機関口座に対して振込により電気料金または工事負担金その他を支払う場合、お客さまは、当社指定の期日までに支払うべき額の電気料金または工事負担金その他を支払うものとします。なお、振込手数料等支払いに要する費用は、お客さまが負担するものとします。

(2) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法に基づく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式にて、電気料金を払い込みによりお支払いいただくことがあります。この場合、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。なお、振込手数料はお客さまにご負担いただ

## 電気需給約款

### (低圧)

きます。

#### (3) 請求書の送付

当社は、お客さまから当社に支払われるべき月ごとの金額と、基本料金および電力量料金等の内訳をつけた請求書を、お客さまに送付または当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知します。

#### (4) 支払期日

上記(1)イの場合、お客さまの電気料金または工事負担金その他は、事前に設定した振替日において、口座振替により当社に支払われるものとします。

上記(1)ロの場合、お客さまの電気料金または工事負担金その他は、クレジットカード会社により設定した振替日において、当社に支払われるものとします。

上記(1)ハの場合、お客さまは、当社が送付した請求書に基づき、当社指定の期日（以下「振込期限」といいます。）までに、口座振込により電気料金その他を当社に支払うものとします。ただし、振込期限となるべき日が金融機関の休業日に該当する場合は、金融機関の翌営業日を振込期限とします。

当社に対する電気料金および工事負担金その他の支払いは、上記(1)イの場合には当社に支払われるべき額がお客さまの指定する金融機関口座から当社口座に引き落とされた時、上記(1)ロの場合にはクレジットカード会社から当社に支払われた時、上記(1)ハの場合には当社指定の金融機関口座に当社に支払われるべき額が払い込まれた時に履行されたものとします。

ただし、上記(1)イにおいてお客さまの都合によりお客さまの指定する口座から引き落とせなかった場合には、お客さまにて振替予定日から10日以内に当社指定の金融機関口座に振込により支払うものとします（支払期日となるべき日が金融機関の休業日の場合は、支払期日を金融機関の翌営業日とします。）。なお、この場合の振込手数料等支払いに要する費用はお客さまが負担するものとします。

#### (5) 支払遅延の際の措置

電気料金または工事負担金その他の支払義務を有するお客さまが所定の期日までに支払わない場合には、当社は、当該所定の期日の翌日から起算して支払が完了する日に至るまでの期間について、請求金額から消費税等相当額を差し引いた金額に対して、年14.5%（年365日の日割計算とします。）の延滞利息をお客さまに請求することがあります。また、延滞通知手数料（500円(税込)）を合算して請求させていただくことがございます。

ただし、下記(8)に定める異議申立てが行われた場合には、上記(4)に定める支払期日に代わって、お客さまと当社とが合意により取り決めた期日の翌日を延滞利息の起算日とします。

(6) 支払っていただいた電気料金は、支払義務の発生した順序で充当することとします。

#### (7) 支払過誤の場合の措置

当社は、お客さまの支払額に過誤があることが判明した場合、過誤があった旨とその過剰額または過少額を、遅滞なくお客さまに通知するものとし、当社は、原則として通知した

## 電気需給約款

(低圧)

日の属する月の翌月分の請求においてこれを精算するものとします。

### (8)異議申立ての期間と対処方法

お客さまが当社の送付または通知した請求書の内容に関する異議がある場合には、お客さまは、当社から請求書を所定の様式で通知を行った日から10日以内に当社に対し書面により異議申立てをすることができます。当社は、異議申立てを受けた日から10日以内にお客さまの異議に対して回答を行い、またはお客さまと当社との協議を求めるものとします。なお、異議申立てに基づく協議が行われる場合には、お客さまと当社は問題の解決に向けて双方努力するとともに、上記(4)に定める支払期日に代わる期日を合意の上決定するものとします。ただし、異議申し立てによる協議を開始してから30日を経過してもなお協議が整わない場合には、当社は、新たな支払期日をお客さまに通知し、電気料金の請求を行うことができるものとします。この場合において、事後に当該協議により支払額が変更となった場合には、当社は、確定した電気料金とすでに請求した電気料金との差額を遅滞なくお客さまに通知をし、原則として、当該通知をした翌月の請求においてこれを精算するものとします。

(9)支払っていただいた電気料金は、支払義務の発生した順序で充当することとします。

## 20. 債権譲渡に関する特則

販売代理事業者（以下「販売代理事業者」）を通じて、お申し込みをさせていただいたお客さまは、本約款をもって、当社が電気料金その他の債務に係る債権を販売代理事業者に譲渡することをあらかじめ承諾いただきます。当社および販売代理事業者は、お客さまへの個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。

## V 使用および供給

### 21. 需要場所への立入りによる業務の実施

当社および一般送配電事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 需給地点の計量器等需要場所内の電気工作物の設計、施工、改修または検査
- (2) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (3) 計量値の確認
- (4) 本約款により必要な処置
- (5) その他本約款によって、電気需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社および一般送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

## 電気需給約款

(低圧)

### 22. 電気の使用にともなうお客さまの協力

(1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定はその原因となる現象が最も著しいと認める地点で行います。）には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合

(2) お客さまが発電設備を一般送配電事業者の供給設備に意図的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものといたします。

### 23. 供給の停止

(1) お客さまが次のいずれかに該当する場合、電気の供給停止を一般送配電事業者に依頼することがあります。

イ お客さまの責に帰すべき事由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合

ロ お客さまの需要場所内の計量器もしくは電気工作物を故意に損傷、紛失し、当社および一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合

ハ 一般送配電事業者でない者が需要場所において、一般送配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続を行った場合

(2) お客さまが次のいずれかに該当し、その旨を警告しても改めない場合、電気の供給の停止を一般送配電事業者に依頼することがあります。

イ お客さまの責に帰すべき事由により保安上の危険がある場合

ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用した場合

ハ 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用された場合

(3) お客さまがその他本約款に反した場合には、一般送配電事業者により電気の供給を停止されることがあります。

### 24. 供給停止の解除

本約款 23 によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消したとき、電気の供給の再開を一般送配電事業者に依頼いたします。

### 25. 供給停止期間中の料金

供給停止期間中の本約款 23 によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中に

## 電気需給約款

(低圧)

については、基本電気料金の半額相当額を日数につき日割計算をして、電気料金を算定いたします。

### 26. 違約金

(1) お客さまが本約款 23(2)ロに該当し、そのために電気料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として支払っていただきます。

(2) (1)の免れた金額は、本約款に定められた供給条件に基づいて算定された金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額といたします。

(3) 不正に使用した期間を確認できないときは、6 月以内で当社が合理的に決定した期間といたします。

### 27. 供給の中止または使用の制限もしくは中止

(1) 当社は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。

イ 一般送配電事業者の電気工作物に故障が生じ、または故障が生じるおそれがある場合

ロ 非常変災の場合

ハ その他保安上必要がある場合

(2) (1)の場合には、当社は、あらかじめその旨をホームページ等でお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

### 28. 制限または中止の電気料金割引

(1) 当社は本約款 27(1)によって、従量電灯および低圧電力に対する電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、次の割引を行い電気料金算定いたします。ただし、その原因がお客さまの責に帰すべき事由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。

イ 割引の対象

基本電気料金といたします。ただし本約款 17(1)イ、ロの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される 1 月の金額といたします。

ロ 割引率

ひと月中の制限、または中止した延べ日数 1 日ごとに 4 パーセントといたします。

ハ 制限または中止延べ日数の計算

延べ日数は、1 日のうち延べ 1 時間以上制限し、または中止した日を 1 日として計算いたします。

(2) (1)による延べ日数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社がお客さまに 3 日前までにお知らせして行う制限または中止は、ひと月につき 1 日を上限として計算に入れません。この場合のひと月につき 1 日とは、電気料金の算定

## 電気需給約款

(低圧)

期間の1暦日(制限または中止が1暦月に2回以上行われた場合には、先に到来する日といたします。)における1回の工事による制限または中止の時間といたします。

### 29. 損害賠償の免責

(1) あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できない場合において、それが当社の責に帰すことのできない理由によるものであるとき、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。

(2) 本約款27(1)によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責に帰すことのできない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。

(3) 本約款23によって電気の供給を停止した場合、または本約款35によって電気需給契約を解約した場合もしくは電気需給契約が終了した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。

(4) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責に帰すことのできない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。

(5) 天候、天災、伝染病、戦争、暴動、労働争議等不可抗力によってお客さまもしくは当社が損害を受けた場合、当社もしくはお客さまはその損害について賠償の責任を負いません。

(6) 当社は、一般送配電事業者の責に帰すべき事由であり、かつ当社の責に帰すことのできない事由により被ったお客さまの損害について賠償の責任を負いません。

### 30. 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社または一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または紛失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

(1) 修理が可能である場合

修理費

(2) 紛失または修理が不可能の場合

帳簿価格と取替工費の合計額

## VI 契約の変更および終了

### 31. 電気需給契約の変更

(1) お客さまが、適用している電気需給契約の内容の変更を申し込み、当社がそれを承諾した場合には、お客さまは、電気需給契約の内容を変更することができます。(2) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、変更された税率にもとづき本約款を変更いたします。

## 電気需給約款

(低圧)

### 32. 電気需給契約の変更手続き

(1) 氏名、名称、連絡用電話番号・メールアドレス、住所もしくは居所、または請求書等の送付先に変更があったときは、原則として当社所定の様式によって申込みをしていただきます。また申込みがあったときは、当社はその申込み事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

(2) 相続その他の原因によって、電気需給契約に関するすべての権利義務を受け継ぐことを希望される場合は、名義の変更手続きによることができます。この場合には、原則として当社所定の様式によって申込みをしていただきます。また申込みがあったときは、当社はその申込み事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

### 33. 電気需給契約の終了

(1) お客さまが電気の使用を終了しようとする場合は、あらかじめその廃止希望期日を定めて、当社に通知していただきます。当社は、原則として、お客さまから通知された廃止希望期日に需給を終了させるのに必要な処置を行います。

(2) 当社の責に帰すことのできない事由（非常変災等の場合を除きます。）により供給を終了させるための処置をとることができない場合は、電気需給契約は供給を終了させるための処置が可能となった日に終了するものといたします。

### 34. 需給開始後の電気需給契約の終了または変更にもなう電気料金および工事費の精算

(1) 以下の場合において、当社が託送供給等約款に基づき一般送配電事業者から電気料金の精算を求められる場合は、その精算金をお客さまに支払っていただきます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合で精算を求められない場合は協議させていただきます。

イ お客さまが契約電力、契約容量を新たに設定された後に、電気需給契約を終了する場合

ロ お客さまが契約電力、契約容量を新たに設定された後に、お客さまが契約電力、契約容量を減少しようとする場合

ハ 契約電力、契約容量を増加された後に、電気需給契約を終了する場合

ニ 契約電力、契約容量を増加された後に、お客さまが契約電力、契約容量を減少しようとする場合

(2) お客さまが電気の使用を開始され、その後、契約電力、契約容量の変更または電気需給契約を終了する場合に、当社が託送供給等約款に基づき一般送配電事業者から工事費の精算を求められる場合は、当社はその精算金をお客さまに支払っていただきます。ただし、非常変災等やむを得ない理由による場合はこの限りではありません。

### 35. 解約等

お客さまが次のいずれかに該当する場合には、電気需給契約の解約をする場合があります。

## 電気需給約款

### (低圧)

す。なお、この場合には、解約の10日前までに通知いたします。

- (1) 電気料金の支払期日を経過してなお支払わない場合や、支払いをされた事実が確認できなかった場合
- (2) 本約款によって支払いを要することとなった電気料金以外の債務（延滞利息その他電気需給契約から生ずる金銭債務をいいます）を支払わない場合
- (3) 契約電力を超えて使用した場合
- (4) 一般送配電事業者により接続供給が終了された場合、または、一般送配電事業者により電気の供給を停止されうる行為（一般送配電事業者の電気工作物を故意に損傷、亡失させるなどの、重大な損害を与えるような行為、電気工作物の改変等により不正に電気を使用するような行為等）を行った場合
- (5) 法に反した行為、または、反するおそれのある行為、その他、当社が不適切と判断する行為を行った場合
- (6) 本約款に反した場合

### 36. 電気需給契約の終了後の債権債務

電気需給契約期間中に生じた電気料金、延滞利息、解約手数料、その他この契約から生ずる債権債務は、電気需給契約の終了によっては消滅いたしません。

## VII 工事および工事費の負担金

### 37. 供給設備の工事費負担金

お客さまが新たに電気の使用を開始する場合、またはお客さま都合による事情等により契約電力を増加する場合で、新設または増設される配電設備もしくは特別供給設備、または供給設備を変更する場合において、託送供給等約款に基づいて当社が一般送配電事業者より工事費の負担を求められる場合は、お客さまにその費用を支払っていただきます。

## VIII 保安

### 38. 調査に対する協力

お客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社および一般送配電事業者登録調査機関に通知していただきます。

### 39. 保安等に対する協力

(1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社および一般送配電事業者に通知していただきます。この場合には、当社および一般送配電事業者は、ただちに適当な処置をいたします。

イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当社および一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

## 電気需給約款

### (低圧)

ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社および一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

(2) お客さまが一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当社は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

## IX その他

### 40. 反社会的勢力との関係の遮断

お客さまが次の各号のいずれかの事由に該当することが判明した場合には、お客さまに対し、是正を催告の上、是正されない場合は電気需給契約を解除することができます。なお、本項において、(1)号に掲げる者を「反社会的勢力等」といいます。

(1) 次に掲げるいずれかの者に該当することが判明した場合

イ 集团的又は常習的に違法行為又は暴力的行為等を行うことを助長するおそれのある団体に属している者

ロ イに定める団体又はイに定める団体の構成員の影響下にある者と知りつつ継続的取引のある者

ハ 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」（平成11年法律第147号）に基づき処分を受けた団体に属している者またはこれらの者と知りつつ継続的に取引のある者

ニ 「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」（平成11年法律第136号）に定める犯罪収益等隠匿及び犯罪収益等収受を行い、または行っている疑いのある者、もしくはこれらの者と知りつつ継続的に取引のある者

ホ イからニに類する者であると判明したとき

(2) 次に掲げるいずれかの行為を行った場合

イ 詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたとき

ロ 自身が「反社会的勢力等」である旨を伝え、または自身の関係者が「反社会的勢力等」である旨を伝えたとき

ハ 自ら又は第三者を利用して、相手方当事者の名誉や信用等を毀損し、または毀損するおそれのある行為を行ったとき

ニ 自らまたは第三者を利用して、相手方当事者の業務を妨害したとき、または、妨害するおそれのある行為をする等の違法・不当な行為を行ったとき

(3) 電気需給契約の利益や効果の全部または一部が直接的か間接的かを問わず「反社会的勢力等」に帰属していると判明したとき

## 電気需給約款

(低圧)

2 当社は、前項の規定に基づき電気需給契約を解除する場合には、お客さまに対して一切の損害賠償責任を負いません。

### 41. お客さまの個人情報の共同利用

当社は、他の小売電気事業者、電力広域的運営推進機関および一般送配電事業者等との間でお客さまの個人情報を共同で利用することがあります。個人情報の共同利用の範囲、目的、情報項目および管理責任者は、当社がインターネットにて公開するプライバシーポリシーにおいて別途定めます。

### 42. 一般送配電事業者が定める託送供給等約款に基づく遵守事項

お客さまには、本約款に定めのない事項で、一般送配電事業者が定める託送供給等約款を当社が遵守するために必要な事項について遵守していただきます。

### 43. 管轄裁判所

お客さまとの電気需給契約に関する一切の紛争については東京地方裁判所をもって第1審の専属的合意管轄裁判所とします。

### 44. 本約款の実施期日

本約款は2026年6月1日より施行するものとします